



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 三井松島産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 天野 常雄
(コード番号 1518 東証第1部、福証)
問合せ先 取締役 専務執行役員
総務部担当 小柳 慎司
(TEL. 092-771-2171)

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 160 回定時株主総会に株式併合の実施および単元株式数の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、また、株主の皆様のご権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式併合(10 株を 1 株に併合)を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株式名簿に記載された株主様の所有数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③発行可能株式総数

現行の 3 億株から 30,000,000 株へ変更となります。詳細は本日付で別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

④減少株式数

発行済株式総数(平成 28 年 3 月 31 日現在)	138,677,572 株
併合により減少する株式数	124,809,815 株
併合後の発行済株式総数	13,867,757 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合の影響

併合により発行済株式総数は 10 分の 1 に減少いたしますが、純資産の変動はありませんので、1 株当たりの純資産は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や株主優待等、株主の皆様の権利も変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
総株主	12,035 名 (100.00%)	138,677,572 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	499 名 (4.15%)	944 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	11,536 名 (95.85%)	138,676,628 株 (99.99%)

(注) 現在 10 株未満の株式を所有されている株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(5) 併合の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 160 回定時株主総会において、本件株式併合に関する議案および後記 3 の定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 160 回定時株主総会において、本件株式併合に関する議案および後記 3 の定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更について

本日付で別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. 株式併合および単元株式数の変更の日程 (予定)

平成 28 年 6 月 24 日 定時株主総会決議

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合、発行可能株式総数および単元株式数の変更の効力発生日

平成 28 年 10 月 1 日 定款一部変更の効力発生日

上記のとおり、株式併合、発行可能株式総数および単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所および福岡証券取引所における当社普通株式

の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは平成 28 年 9 月 28 日です。

以上

【添付資料】

(ご参考) 株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

(ご参考)

株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

Q1.株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為のことで、今回、当社では、10 株を 1 株に併合することを予定しております。

また、単元株式数とは、会社法で定められた株主総会の議決権の単位となる株式数のことで、証券取引所での株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は 1,000 株ですが、これを 100 株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q2.株式併合と単元株式数の変更を実施する理由は何ですか？

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、また、株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないよう、株式併合(10 株を 1 株に併合)を行うものであります。

Q3.株主の所有株式数や議決権の数は、どうなるのですか？

株主様の所有株式数や議決権の数は、今回の株式併合および単元株式数の効力発生(平成 28 年 10 月 1 日)前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,201株	1個	120株	1個	0.1株
例③	128株	なし	12株	なし	0.8株
例④	5株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、全て端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。また、効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、端数株式の処分代金につきましては、平成 28 年 12 月頃、お支払いさせていただく予定にしております。

Q4.株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、今回の株式併合により、株主様のご所有の株式数は 10 分の 1 になりますが、1 株当

たりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株主様がご所有の当社株式自体の資産価値に、影響はありません。

Q5.株式優待の権利に影響はありますか？

当社の株主優待制度は、現在、毎年 3 月末および 9 月末の株主名簿に記載または記録された、当社株式 1 単元(1,000 株)以上保有されている株主様を対象とさせていただいておりますが、平成 28 年 10 月 1 日付の単元株式数の変更に伴い、平成 29 年 3 月末以降の対象株主様は下記のとおりとなります。

平成 28 年 9 月末時点の対象株主様	… 当社株式 1 単元(1,000株)以上保有の株主様
平成 29 年 3 月末時点以降の対象株主様	… 当社株式 1 単元(100株)以上保有の株主様

本件株式併合により、株主様がご所有の株式数は 10 分の 1 になりますが、株主優待の対象となる単元株式数も 10 分の 1 となりますため、株主優待の権利に実質的に何ら影響ありません。

Q6.具体的なスケジュールはどうなりますか？

株式併合および単元株式数変更のスケジュールは下記のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 24 日 当社第 160 回定時株主総会
平成 28 年 9 月 上旬 証券会社等における単元未満株式の買取り請求の受付停止
平成 28 年 9 月 27 日 当社株式の売買単位(単元株式数) 1,000 株での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位(単元株式数)が 1,000 株から 100 株に変更
平成 28 年 9 月 30 日 株式併合基準日
平成 28 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数変更の効力発生日
平成 28 年 11 月 中旬 株式割当通知の発送
平成 28 年 12 月 中旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い(予定)

Q7.株主自身で、何か必要となる手続きはありますか？

株主様に特段のお手続の必要はございません。

Q8.お問合せ先

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711(通話料無料)
受付時間 9:00~17:00(土日祝日を除く)